

大相撲における部屋制度の歴史

生 沼 芳 弘*

History of Sumobeya in Sumodem

by

Yoshihiro OINUMA

Abstract

Sumo is a sport culture that was fostered by Japanese people and Japanese culture, and it has been a definite organization and institution in the capacity of professional sport. The Sumo Wrestling Association was called Sumo-kaisho in the Edo period. The Sumo Wrestling Association has about thirty Sumobeya which are no parallel to other sports. This Sumobeya is a private training center of Sumo where both a master of Sumo and many disciples live together in a same house, in order to accede to Sumo culture.

The object of this research is to compare the Sumo Wrestling Association (Sumo-kaisho) with Kabunakama from a historical and a sociological (structural-functional analysis) standpoint.

The result of this research made clear that the Sumo Wrestling Association (Sumo-kaisho) and Kabunakama similarly originated in the mid-eighteenth century and took its rise in Tokyo, Osaka and Kyoto. Both of them had a same organization and institution from a standpoint of structural-functional analysis.

1. 緒言

大相撲の社会に存在している部屋制度，年寄制度の起源を辿っていくと，江戸・大阪・京都における勧進相撲にその源を発している。勧進というのは神社・仏閣の建立，修繕をするために浄財を集め寄進を勧めることで，室町時代には勧進猿楽，勧進田楽等が盛んに行なわれた。勧進田楽は応永年間（1394～1427），勧進猿楽は嘉吉年間（1441～1443）にすでに催されていたことは明らかである。このように勧進田楽，勧進猿楽が室町時代初期に行なわれていたこと

から考えて，相撲も室町時代中期以後に勧進の名を冠して興行されていたことは当然のことといわなければならない。しかし本来の勧進の意義は年月を経るにしたがって失われ，能楽では室町時代に勧進能の名をつけながらしだいに営利目的が主体となり，ついには神社・仏閣に関係なく興行するようになった。相撲においてもほぼ同様の経路を歩んだものといえる。この勧進相撲という職業相撲興行の組織・制度が整ってきたのが江戸時代中期であり，その組織名を相撲会所と称した。当時この相撲会所は江戸・大阪・京都の三カ所にあった。そしてこの相撲会所と現在の日本相撲協会の組織・制度の構造

* 体育学部体育社会学研究室

は基本的には同じものである。

本研究は現在の日本相撲協会を支えている部屋制度および年寄制度の起源とその歴史を明らかにし、さらに日本近世封建制下の商工の同業組合「株仲間」と相撲会所の構造、機能分析を行うことを目的とする。なお、「株仲間」に関する研究資料は宮本又治著「株仲間の研究」¹⁾に拠る。

2. 相撲会所

寛文元年(1661)から約30年間つまり江戸時代初期には、相撲に力士のみでなく浪人者が多く参加していたので、戦国時代の荒々しい気風がまだ残り、興行の際けんか、口論と乱暴な行動が絶えないありさまで、江戸幕府は政策で勸進相撲、辻相撲を禁じていたが、貞享元年(1684)正月に深川八幡宮の境内で晴天八日間勸進元・雷権太夫名儀で勸進相撲が許可された(辻相撲は引続き禁止されていた)。そしてまた同年冬再度同所において晴天十日間の勸進相撲が勸進元・鳥井権平で許可された。これが江戸勸進相撲の中興だといわれるごとく、貞享の初年には年寄制度の原型ができたものと思われるが、部屋や年寄が比較的是っきりと型付けられるのは享保年間(1716~1735)である。更に相撲会所ができ上がったのは宝暦年間(1751~1763)のことと考えられる。すなわち宝暦元年(1751)に雷権太夫、立川七郎兵衛の世話役で勸進元・出来山右衛門、差添・佐ノ山糸助という純粹の年寄で相撲興行が行なわれており、興行に伴う番付の型式も1つの型にはまって整ってきた。さらに安永2年(1773)の10月23日付で幕府から次のような布達が出た。

土井遠江守御渡し

相撲興行の節、木戸を建て礼錢をとり候儀は、相撲渡世にいたし候もの儀にこれあり候。しかるところ国々において御料幕府²⁾は御代官、私領は領主・地頭へ願いたて素人でも寄りあい角力あい催し、そのほか神事等の節相撲興行いたし候は、畢竟さきざきよりいたしきたり候嘉例にていたす興行には、見物も群集いたすべき

ゆえに、しきりのためにかこい等いたし候のみにて、木戸を建て礼錢等受けとり候儀、向後無用にいたすべく候。もっとも勸進相撲興行いたし候わば、相撲渡世のものどもへ対談のうえ催し候儀は、格別の儀に候あいだ、そのおもむきあい心得、在かたのものども心得ちがいこれなきよういたすべく候。

この布達によって相撲興行はその職業人(相撲年寄)にかぎるということが明確になり、相撲会所が公に認められるようになった。したがって相撲会所を中心とする相撲関係者たちはその職業に携わるに及んで、幕府から十二分に保護され、彼等の生活がいちじるしく安定するにいたった。

最初の頃は現在の年寄の如く引退力士、行司と限られたわけではなく現役の力士でも興行人になったので、相撲が興行的になるまではその制度に多くの変則があった。要するに、弟子の力士を養成するために必要に応じて作ったけいこ場が相撲部屋となり、それに必要な監督者が親方すなわち年寄であり、その年寄が集まって作ったものが相撲会所である。現在の日本相撲協会もこれとまったく同じ集合体である。

3. 相撲会所と株仲間

相撲会所と日本近世封建制下の商工の同業組合「株仲間」はその組織、制度の構造において、またその社会、歴史的背景において多くの類似点を持つ独占営業団体である。

株仲間はもともと室町時代、公家・社寺と結びついていた手工業者および商人の職業的特権集団であった「座」から発展した制度であり、芸能分野においては“能楽”の「四座」(勸世・宝生・金剛・金春)とか、“歌舞伎”の「江戸三座」(中村・市村・森田)などがあり、それぞれ官許の興行権を付与されていた。江戸時代における株仲間は江戸・大阪・京都などに存在した幕府公認の同業組合のことであり、幕府公認でない私設組合のことを単に「仲間」または「組」と称していた。江戸時代における株仲間の全盛期は田沼時代の明和・安永・天明年間

(1764～1788)であり、職業相撲の幕府公認(前節参照)と期を同じくしている。この頃に相撲会所は株仲間と同じ地位が確立され、株仲間の組織・制度をとり入れたのである。

株仲間の目的は営業を独占して組合員の利益を増進することにあつたが、なかには幕府から保安取締の必要のうえから、同業者にすすめて仲間を組織させたものもあつた。したがって株仲間には権利と義務が伴つた。

まずその権利として第一に人員の制限であり、原則として人員と同数の「株札」を定めて一人一株とし他の人の加入を禁じた。第二は営業の制限であつて、仲間以外のものが同業を営むことを禁じ、もしこれをやぶるものがあれば町奉行所へ訴えた。奉行所では被告が営業を停止するか、あるいは原告の仲間の加入するように申し渡した。

次に株仲間の業務は、第一に金銭上納であつた。これは冥加金と礼銀があり、前者は今日の営業税ともいふべきものであり、後者は株仲間を取りしめる町奉行をはじめ与力⁹⁾、同心¹⁰⁾などに対して年頭¹¹⁾、八朔¹²⁾におさめる礼銀であつた。第二は労力の提供であつて、これには無賃人足、かけつけ¹³⁾、川ざらいなどの冥加つとめがあつた。第三は物品上納であつて、たとえば日本橋魚市場の無代納魚とか、白糸割符人の糸納付とかがこれにあたり、これを無代納物と称した。また株仲間のうちでも保安取締のため幕府から組織させた質屋・古着屋・古銅屋などいわゆる八品商売人などは冥加金上納も、冥加つとめも不要だったが、犯人の搜索などには相当の御用をつとめてさまざまな拘束をうけた。

株仲間の組織はどのようなものであつたかという点、彼らは「申し合せ」を定め、規約を立て、信用を重んじ、年行事・月行事あるいは年寄・取締などにおいてその業務をつかさどり仲間を統制した。仲間の事務所を「会所」と称し、仲間員の集会を「寄り合い」と称した。仲間の規約には、冒頭に公儀の諸法度を厳守するむねを誓い、営業の目的・歩銀・口銭・仲間管理者すなわち年行事・月行事・勘定方の選任方法、および職務・仲間の経費、新加入者または相続に関する

加入銀・ふるまい銀額、解雇した雇い人に対する制裁などを列記し、仲間一統が記名、調印するのをもちょうとした。かつて甲店につかえた雇い人を乙店で雇い入れようとするときには、かならず甲店に照会してその承認を求めることを各仲間はたいてい規定している。

相撲会所においても下記のような仲間の規約が制定されていた。

仲間法度之次第

- 一 御公儀さま御法度なにごとにもきつとあい守り申すべく候こと。
- 一 仲間吟味すこしもあいそむき申さず年寄ども次第に若きものども下知¹⁴⁾にしたがい申すべく候。
- 一 御当地勸進相撲のうち一日もかかし申さず、あいつとめ申すべく候。右あい定めの日数のうち相撲場にて仲間のうち、ひらにあいさつよくあいつとめもつともけんか・口論つかまつるまじく候こと。
- 一 お屋敷かたへ召し寄せられ候時分、すこしも不作法つかまつるまじく、またお屋敷よりかまい¹⁵⁾これあるもの一円、仲間へ入れまじく候こと。
- 一 仲間中、この家職これなき時分、商事のほか、とくに脇芝居へ出で申すことかたくなり申さず候。このほかすこしにても身もち悪しく不作法これあるにおいては仲間吟味のうえにてきつと申しつくべく候。
- 一 若き衆仲間へ入り申すもの出し候わば、さまざま仲間のうちにて口入れたのみ入れ申すべく候。すこしも悪しきことこれあり候わば、右の口入れにかかりせん論申すべく候。このほか仲間へなによりの儀ござ候とも仲間中出あい申すべく候こと。
- 一 木戸のこと、仲間よりほかに白人衆¹⁶⁾一人もさしおき申すまじく候。ならびに木戸において酒法度にかたくおい定め申候。
- 一 新参衆年三十すぎ申さざるうちは勸進相撲つかまつり候こと。かたき仲間の停止にござ候。
- 一 惣仲間炊きだし、木戸にきつとあいつめ、火のもと、けんか、口論、客等の吟味、ひ

らにかたくつかまつるべく候こと。

- 一 相撲はじまり候わば土俵場にきつとあい
つめ、相撲さしずつかまつるべく候こと。
- 一 勸進相撲の節、近所に茶屋これあり候と
も、かたく仲間中出入つかまつるまじく候。
もつとも脇宿へも出入り申すまじく候。万
一不作法なる客入れ申し候わば仲間を除き
申すべきこと。
- 一 勸進相撲お願いされ候節は、さきだつて
町御奉行所・三御番所さまへおことわりに
まかり出て、その以後寺社御奉行所へお願
いなさるべく候。

その場所入りあいのところ、よくよく吟
味され候てお願いなさるべく候。

- 一 田舎へ出で申すとき仲間にてつかまつり
候は各別のこと、夷中¹¹⁾のもの買い申す相
撲には金子一分ずつ右の年寄どもへあい渡
し申すべく候。すこしも相違あるまじく候。

勸進相撲つかまつり候惣仲間もち分、

- 一 品川、一 四ッ谷、一 千寿、一 本床
亀井戸、一 目白、一 隅田川、一 渋谷、
一 青山、一 板橋、一 高田馬場

右馬次よりうちは江戸相撲の作法つかまつるべ
く候。

右の条々なにごともきつとあい守り申すべく候
こと。

この規約は株仲間のそれに較べるとそれほど
整ってはいないが、自分たちの權益を主張する
ところはちゃんとぬかりなく主張しており、株
仲間とほぼ同じ組織・制度である。

明治新政府は明治5年3月株仲間を解散させ、
いままでの「株札」を廃止して、そのかわりに
営業「鑑札」を渡した。相撲会所もこの影響を
受けて、明治11年には警視庁より次のような相
撲取締規則が發布された。

角觥並行司取締規則

第一条 角觥及行司たらんと欲する者は其区
戸長並組合取締の奥印を以て警視本署へ願
出鑑札を受く可し。

但鑑札料として上等金拾銭、下等金五銭納
むべし。

第二条 居所を転ずる時は第一条の手續を以
て鑑札書換を願ひ出べし。

但廃業の節は所轄分署へ鑑札相添届出づべ
し。

第三条 角觥及行司は東京府下を一組となし
角觥は年寄、行司は重立たるものにて年番
を定め組合取締をなすべし。

第四条 無鑑札之者及組合に入らずして其業
をなすを許さず。

この取締規則によって、力士は鑑札を必要とす
るようになった。

このように明治時代に入って、江戸時代の株
仲間は終末をつけ新しい形式の「同業組合」の
制度が行なわれるようになったが、大相撲にお
いては江戸時代の株仲間と同じ独占営業団体的
性格の組織・制度が現在に至るまで存続した。

4. 相撲年寄

宮本又治は著書「株仲間の研究」¹¹⁾の中で株
仲間における株を「世襲を本来的なすがたとは
しながらも、さかんに売買・譲渡・質入の客体
となり、株は独立かつ遊離したものである。」と
述べているように、相撲における年寄株も1つ
の財産権であるといえる。ただ世間一般の財産
権と異なるところは、年寄株は相撲社会のなか
でなければ通用もしないし役にも立たない特殊
財産権であり、質権・抵当権もない。

相撲年寄の名称がはじめて用いられたのは
“根岸家文書”（下記）によると貞享元年の冬
である。

根岸家文書

延宝年中町奉行渡辺大隅守殿へ相撲興行の義
をねがい出でにおよびたれども、ねがいかなわ
ず、北条安房守殿より伝奏御屋敷¹²⁾へうかがい
ねがいつかまつるべきむねとされ、かれこれね
がい中飢饉にかかり、ついに貞享元年正月ねが
いをあげ、寺社御奉行本多淡路守殿おうち寄り
あいにて晴天八日勸進相撲御免にあいなり、深
川八幡社内において勸進元雷権太夫興行いたし、
同年冬相撲、久世大和守殿にねがい、勸進元鳥

居権平興行のさい、上のおさたとして、静謐うちつづき力士どもあつまりきたるは吉例とありて、相撲浪人どもの儀、元来渡世も存せず、露命つなぐべきようこれなく、老年のものどもを相撲年寄とあらため、万事相撲とりしまりいたすべきむね、仰せわたされ、四季に相撲興行御免あいなり候。

さて相撲年寄の人数であるが宝暦13年(1764)の「相撲大全」に「江戸之分」として、雷・伊勢海・花籠・武蔵川・木村瀬平・玉の井・竜田川(清八)・音羽山・鍛山・入間川・九重(武治右衛門)・藤島・尾上・若松・井筒・間垣・玉垣・白玉・春日山・九重(武七)・木村喜太郎・竜田川(清五郎)・出来山・田子浦・桐山・巖島・立山・浜風・鳴戸・佐野山、ら30家があげられている。その後寛政3年(1792)の上覧相撲の「幕府覚え書」には、鳴戸・鍛山・玉垣・武蔵川・白玉・大山・立田川・若藤・立羽山・振分・春日山・佐野山・伊勢海・立田山・浦風・石浜・藤島・佐渡ヶ嶽・追手風・友綱・二十山・勝の浦・井筒・甲山・田子浦・間垣・久米川・錦島・常盤山・熊ヶ谷・山響・二子山・東関・待乳山・清見瀉・桐山・高砂・千賀浦、など38家にふえた。同じ寛政5年(1794)の上覧相撲の項に「年寄三十六人染惟子¹⁸⁾麻かみしも着用にて土俵場へかわりがわりあいむすび」とあり、30~40名が当時の年寄の人数であろう。その後弘化4年(1848)ごろは54名となり、嘉永5年(1853)ごろには44名にへり、翌6年ごろには48名というふうにもまたふえた。

このように江戸時代における年寄の数は一定していなかったが、明治22年「東京相撲会所」が「東京大角力協会」と改称されたとき制定された「申合規約」第11条には年寄の名義を88家に規定した。その名義は下記のとおりである。

高砂・立浪・春日野・出羽海・藤島・九重・熊ヶ谷・錦島・伊勢ヶ浜・宮城野・立田川・佐渡ヶ嶽・峰崎・谷川・鳴戸・二子山・糸川・花籠・高島・中川・大山・立田山・荒磯・出来山・関の戸・追手風・尾車・芝田山・若松・根岸・木村頼平・尾上・入間川・楯山・鏡山・間垣・錦戸・振分・式守秀五郎・伊勢海・二十山・

阿武松・勝の浦・荒汐・桐山・八角・友綱・富士ヶ根・武隈・山響・君ヶ浜・春日山・山分・松ヶ根・甲山・待乳山・湊川・佐野山・音羽山・秀の山・井筒・境川・清見瀉・鍛山・片男波・浦風・中立・立川・若藤・陸奥・山科・東関・常盤山・稲川・木村庄之加・二所の関・大嶽・白玉・田子の浦・玉の井・式守伊之助・雷・浅香山・放駒・玉垣・武蔵川・浜風・千賀の浦。

その後明治・大正時代はこの88家によって協会は運営されていたのであったが、昭和2年東京・大阪両協会が合併する際、大阪の下記の年寄17家が加わった。

朝日山・陣幕・千田川・枝川・押尾川・三保ヶ関・大鳴戸・時津風・荒岩・小野川・高崎・岩友・中村・高田川・鏡山・竹縄・湊。

計105家となったが、このうち旧大阪の荒岩と鏡山は一代限りで廃家になり103家になった。その後昭和17年にこれまで保留してあった大島・西岩・北陣・不知火・安治川の5つの旧大阪年寄を復活し計108家となったが、昭和26年旧東京年寄の名義であり、江戸時代から帳元(庶務・会計)として功績があった関係からとくに年寄株が与えられ代々世襲してきた根岸家の当主から、協会へ名義の返上が申し出られて廃家となり、現在は107家となった。

5. 高砂部屋の歴史

前節で述べたように数多くの年寄株があるが、ここでは高砂に焦点を絞ってその系譜を辿る。

古来高砂なるシコ名は兵庫県の高砂の尾上の松にちなみ播州姫路酒井雅楽頭侯の抱え力士の特定シコ名であって、享保の高砂浦助以来“浦”の字を用い、年寄系の高砂とは別で、化政期の高砂浦右衛門が姫路藩のお抱えとなって以来、代々浦右衛門と称したのである。江戸相撲にあっては高見山・響灘・高砂・手柄山・相生は姫路酒井侯抱え力士のみに許されたシコ名で、みだりに用いることを禁じられていた。

明治11年旧来からある高砂五良治(寛政の高砂五良七以来継統されてきた)は、新興高砂浦五郎(明治16年に東京相撲会所の取締となる)

の勢力に圧されて、旧来からの高砂五良治はみずから改名して高島五良治と称した。すなわち、現在の高砂部屋はこの新興の高砂浦五郎が初代で、本来は力士名（シヨ名）であったが、明治維新以後の動乱期に相撲社会を改革した功績により年寄名となったものである。

二代目は明治33年初代の死後、高砂浦五郎を継いだ。初代の高砂部屋は亀沢町の野見宿祢神社前の一角にあり、二代目の時代になると緑町二丁目に移転した。この二代目の時(明治42年)には、雷・高砂・友綱・出羽海・尾車・井筒・伊勢海・宮城野・入間川・春日山・阿武松・立田川・稲川・八角・二十山・錦戸・追手風・佐野山・中立・立川といった20の相撲部屋があり、高砂一門の部屋は阿武松・佐野山部屋であった。

三代目は大正9年に高砂浦五郎を継ぎ、四代目は昭和25年に継いだ。三代四代の高砂部屋は墨田区東両国（国電両国駅前）にあった。五代目は昭和46年に高砂浦五郎を継ぎ、部屋も台東区柳橋に移った。

明治以後連綿と続いている高砂部屋の系譜はすべて師弟関係で結ばれている。

6. 結言

相撲部屋の起源は年寄制度が比較的是っきりしてきた享保年間であり、部屋制度として型付けられるようになったのは、相撲会所のできた

宝暦年間のことである。

本研究はこの相撲会所と株仲間の時代的背景が、そしてその組織・制度がまったく同じものであることを明らかにした。そして事例研究として高砂部屋の系譜を明らかにしたが、しかしこの他に数多くの相撲部屋があり、部屋制度全体の歴史を調べるためにはすべての年寄名の系譜を辿る必要がある。

注

- 1) 宮本又治 1977：宮本又治著作集，第一巻「株仲間の研究」講談社。
- 2) 幕府の直轄地の意。
- 3) 江戸幕府の諸奉行・所司代・城代・大番頭・書院番頭などに隷属し、同心を指揮して上官の事務を分掌・輔佐した職。
- 4) 与力の下にあって庶務・警察の事を掌った下級の役人。
- 5) 年の始めの意。
- 6) 旧暦八月朔日（ついたち）のこと。
- 7) 駆付：助太刀すること。江戸時代に、江戸の髪結が出火の際、両町奉行所・町年寄方及び牢屋敷へ駆け付けて御用書類を持ち出したこと。
- 8) げじ：命令の意。
- 9) 放逐の意。
- 10) しろうとしゅう。
- 11) いなか。
- 12) 江戸に、勅使の宿所として設けられた邸宅。
- 13) 生絹や麻布で仕立てた単表。